

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案  
に関する意見募集の結果について

令和5年12月27日  
厚生労働省  
年金局企業年金・個人年金課

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案について、令和5年10月30日（月）から同年11月28日（火）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

なお、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の15第1項及び第3項、第34条の2の3並びに第34条の2の5第3項に係る改正規定については、検討の結果、改正を行わないこととしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	以下、「2. 改正の概要」に意見を行う。 全体的に（クラウドサービス等の利用に関して） クラウドサービス等の利用に関しては、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」というような文を記載する等して、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。	本案に賛成の御意見として承ります。 クラウドサービス等の利用に関しては、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。」と規定しており、ご指摘の安全性についての配慮についても、「適切な方法による」との規定に内包しております。 この規定に基づき、各制度の運用の中で、安全性にも配慮した適切な対応を行ってまいります。

<p>(なお、そのようにしていると、セキュリティ問題についての指摘の利きが良くなるはずであるので(セキュリティ問題の指摘が無視されたりする可能性が低くなると思われる。)、そのような文言を法令中に記載するのは意義・重要性があると考え。)</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--